地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十三号）第二条の三の七第一項及び第二項（特例政令第二条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。）	次の各号に掲げる者	健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生した口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十年政令第二百四十四号）第二条第一項及び第三項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。）の規定により算定される口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。）であつて、当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者（